



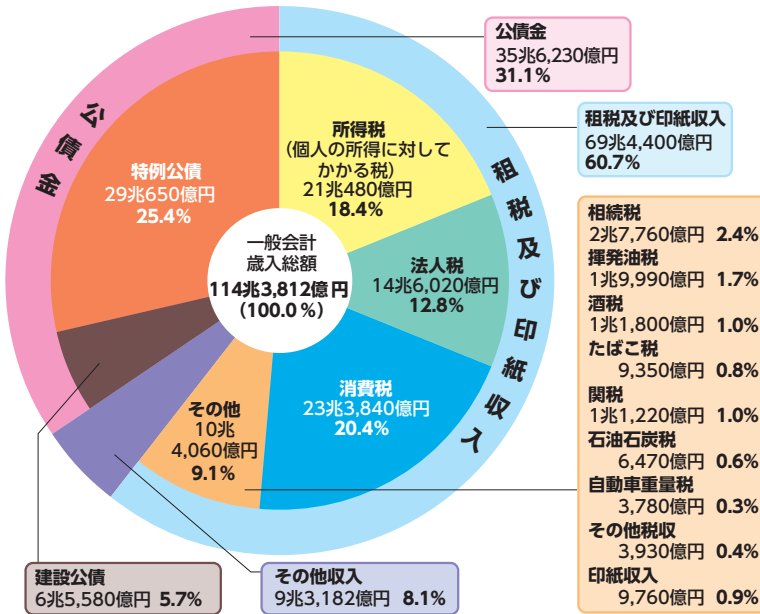
税は私たちの暮らしを支えています。

私たちは、買い物をしたり、レストランで食事をしたとき、その代金の支払を通じて「消費税」を負担しています。また、働き始めると「所得税」や「住民税」を納めるようになります。このように私たちが納めた税は、国や地方公共団体が行う福祉などの公共サービスや、学校・公園・図書館などの公共施設のために使われ、形を変えて私たちの暮らしを支えています。税は、私たちが社会で生活するための、いわば「会費」といえるでしょう。

公共サービス・公共施設



●国の一般会計歳入額 内訳 (令和5年度当初予算)



国の財政について考えてみましょう。

国の収入・支出は、4月から翌年3月までの期間（会計年度）で計算し、この一年間の収入を「歳入」、支出を「歳出」といいます。私たちの国の財政は、歳出が税収等を上回る状況である「財政赤字」が続いています。

私たちが納めた税は国の収入の約60.7%を占めています。

令和5年度の歳入は、当初予算で114兆3,812億円であり、そのうち約60.7%は所得税、法人税、消費税などの「租税及び印紙収入」、約31.1%は将来世代の負担となる借金「公債金」となっています。

税は私たちのためにもたくさん使われています。

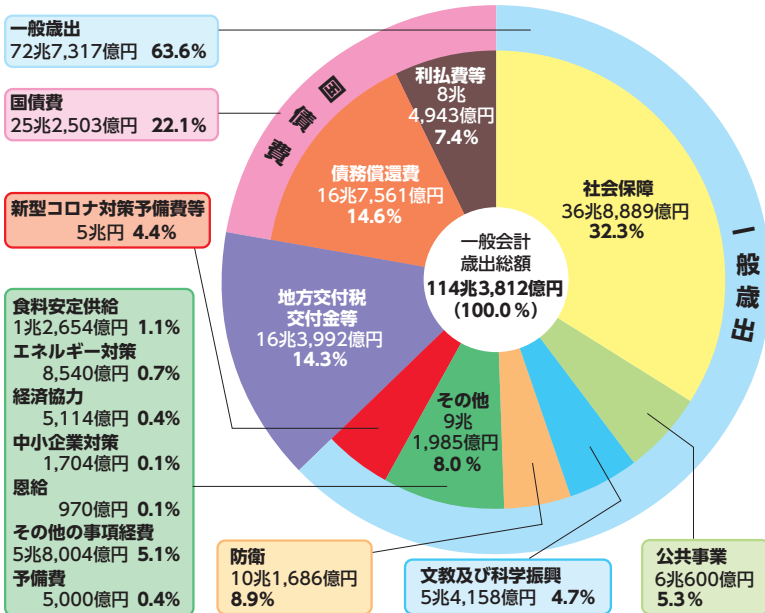
令和5年度当初予算の歳出114兆3,812億円のうち、約22.1%は国の借金である国債の元利払いに充てられる費用「国債費」となっています。

歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたものを「一般歳出」といい、当初予算で72兆7,317億円計上されています。

その中には、教育などに関わる「文教及び科学振興費」のほか、「社会保障関係費」、「公共事業関係費」、「経済協力費」などが含まれています。

このような私たちの生活に関わる予算の使い道は、財務省で予算案を作成し、閣議決定された後、内閣により国会に提出され、国会での審議を経て決められています。

●国の一般会計歳出額 内訳 (令和5年度当初予算)



※計数については、それぞれ端数を四捨五入しているため、合計が一致しないものがあります。

○私たちが納税の義務を果たすことによって、社会は成り立っています。

私たち国民が税を納めることは、憲法では、国民の義務と定められています。この「納税の義務」は、「勤労の義務」「教育の義務」と並んで、国民の三大義務の一つとされています。

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」(日本国憲法第30条)

○国民主権のもとに税は定められています。

税をどのように負担するかは、国民の代表者が集まる国会が定める法律によって、決めることとされています。これを租税法律主義といいます。

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」(日本国憲法第84条)





地方交付税交付金等 ●●● 16兆3,992億円

地方公共団体は、私たちの日常生活と密接に結びついている教育・警察・消防・環境衛生などの公共サービスを行うため、地方税を徴収しています。しかし、その地域の経済状況などによって、地方公共団体の財政力に違いがあるので、公共サービスに格差が生じないように、国が各地方公共団体の財政力を調整するために支出しているのが「地方交付税交付金等」です。

社会保障関係費 ●●● 36兆8,889億円

「社会保障関係費」は、私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護、生活保護、社会福祉などに使われています。



なお、我が国では、急激な高齢化の進展を背景として、社会保障給付費が大きく増加しています。

文教及び科学振興費 ●●● 5兆4,158億円

「文教及び科学振興費」は、教育環境の整備や科学技術の発展のために使われています。その内訳は、教科書の無償配付や全国学力調査の実施、国立大学法人・私立学校の助成、スポーツの振興などのための「教育振興助成費」に2兆3,054億円が計上されています。

また、公立学校の校舎改築などのための「文教施設費」に743億円、経済的理由により修学に困難がある優れた学生などのための「育英事業費」に1,204億円、将来にわたる持続的な研究開発などの科学技術の振興を図るための「科学技術振興費」に1兆3,942億円などが計上されています。

身近な財政支出 (令和2年度)

警察・消防費
総額5兆4,460億円
(国民一人当たり約43,172円)
(※1)

ゴミ処理費用など
総額2兆4,886億円
(国民一人当たり約19,728円)
(※1)



国民医療費の公費負担額
総額16兆4,991億円
(国民一人当たり約131,465円)
(※2)



(※1) 資料：総務省「地方財政の状況(令和4年3月)(令和2年度)」、「人口推計(令和2年10月1日現在)」から算出
(※2) 資料：厚生労働省「令和2(2020)年度国民医療費の概況」、総務省「人口推計(令和2年10月1日現在)」から算出

公共事業関係費 ●●● 6兆600億円

「公共事業関係費」は、住宅対策や市街地、道路、港湾、上下水道などの整備、河川の堤防整備やダム建設、農業の生産性の向上を目的とするかんがい排水事業などに使われるほか、地震や風水害などの災害が起こったときの復旧事業のためにも使われています。

経済協力費 ●●● 5,114億円

世界には、多くの人々が貧困や飢餓に苦しみ、国際社会が見過ごすことのできない深刻な事態の国々があります。こうした国々の生活環境を改善するには、国際社会が協力して援助する必要があります。日本など経済力のある国々は、開発途上国との対話を進めながら、経済協力を行い、自立を支援しています。

公立学校の児童・生徒一人当たり年間教育費の負担額 (令和2年度)



資料：文部科学省「令和2年度地方教育費調査(令和2会計年度)」から算出

(参考)

財務省ホームページ「わが国の税制の概要(国際比較)」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/

○どこに納めるかによる分類

国に納める税を「国税」、地方公共団体に納める税を「地方税」といい、地方税は更に「道府県税」と「市町村税」に区別されます。

○納め方による分類

所得税や法人税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が同じである税を「直接税」といい、消費税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる税を「間接税」といいます。

○何に対して課税するかによる分類

所得税や法人税などのように、利益(所得)を対象として課税される税を「所得課税」、消費税や酒税、たばこ税などのように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税を「消費課税」、相続税、贈与税、印紙税、固定資産税などのように、資産などを対象として課税される税を「資産課税等」といいます。

税には様々な種類があります。

●どこに納めるかによる分類

国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税、印紙税など
道府県税	道府県民税、事業税、自動車税、軽油引取税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税など
市町村税	市町村民税、固定資産税、事業所税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税など

※東京都は道府県税に相当する税を、特別区は市町村税に相当する税を課税している。市町村税に相当する税でも、法人市町村民税、固定資産税、事業所税などは、東京都が課税している。

●納め方による分類

直接税	税を納める義務がある人と実質的に負担する人が同じもの 所得税、法人税、相続税など
間接税	税を納める義務がある人と実質的に負担する人が異なるもの 消費税、酒税、たばこ税など